

令和元年度 玉名市自治基本条例推進委員会会議録要旨

*日時：令和2年1月15日（水）午前9：30～

*場所：玉名市役所本庁舎3階 3-1 会議室

*出席者：【委員】澤田委員、田中委員、高垣委員、松岡委員、吉田委員、糸永委員
中村委員、櫻井委員

<欠席者>大下委員

【市】蟹江企画経営課長、納富企画係長、渡邊参事、森川参事、三村主事
内村係長（総務課行政係）、郷戸主任（総務課人事研修係）

～会議次第～

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（委員10名、任期2年）
- 3 市長あいさつ（村上 副市長）
- 4 委員長及び副委員長の選出（澤田委員長、糸永副委員長を選出）
- 5 委員長あいさつ（澤田会長）
- 6 委員紹介・事務局紹介
- 7 自治基本条例概要説明（事務局）
～委員長より「自治基本条例」補足説明～
- 8 議題
 - (1) 玉名市自治基本条例推進アクションプランの進捗状況について
 - (2) 玉名市自治基本条例推進委員会 今後の審議内容等について
 - (3) その他

事務局：推進アクションプランは、自治基本条例を推進するに当たり平成29年3月に策定し、進捗状況を皆様に報告、審査して頂くとともに市民の方へ広く情報公開していくという状況であります。現在推進アクションプランは条例第1条から32条までの条ごとに条文の解説とそれぞれの条における現状、課題、取り組み内容、スケジュールを掲載し、本日は、平成30年度の取り組み内容を報告します。全部の説明は時間的な問題から一部かいつまんで説明します。

委員長：アクションプランとはどのようなものでしょうか。

事務局：自治基本条例を推進するに当たり、条ごとに取り組み内容を掲載し、その内容の進捗状況がどうだったのかを別冊の資料として示したものとなります。

委員長：条例を実現していくに当たり具体的な取り組み、政策を述べたものということですね。

事務局：資料③及び資料④を使用し、条ごとの個別取組み事業 58 本の中から 20 本弱を抜粋して説明。

委員長：事務局より玉名市自治基本条例を推進するための具体的な取組みの実施状況について説明いただきましたので、意見、質問があればお願いします。

《質 疑》

A 委員：我々とは玉名市の自治を構成している市民、市議会、執行機関の三者すべてと書かれていますが、市議会議員の方がこの会議に出席されない理由とは何かお聞きしたい。

事務局：検討委員会が発足した当初から第 1 回目の推進委員会までは市議会議員の方も参画されていきました。その後、市議会で平成 29 年に議会基本条例を制定し、自治基本条例と議会基本条例は同じような立場で市民参画を明文化され、市議会は市長等の附属機関の委員としては選出しない旨の基本条例を制定されたため、現在は市議会議員の委員は他の委員会なども含め参加されていない状況でございます。

A 委員：会議の詳細等は、議員の方へ文章でお知らせるのですか？

事務局：情報公開という事でホームページに掲載しますが、議会に直接資料配付は行いません。

委員長：A 委員の疑問、思いが分かる気がします。市民の皆さんからまちづくりに関する様々な意見を出してもらうので市議会議員の方にも聞いてもらえることで一体的にまちづくりを進めることができるということだと思います。

一方で、ある程度の規模の市となると附属機関から議会は外れるというのが多く、附属機関での審議に議員が参加するとチェック機能というのが働かない、議会のお墨付きを与えてしまうという感じになるので、全国的にはどちらかというとも議会は附属機関から外れるというのが多い傾向です。

推進委員会は、まちづくりに関する情報が委員の方から積極的に意見が出されるということで内容自体は、議会にも参考になる部分があると思います。もちろん、情報の公開はありますが、例えば総務委員会や地域づくりを担当する委員会へ情報提供といった形で、市民の皆さんがこういう問題意識を持っていることが議会にも伝わった方が良いと思いますので検討していただければと思います。

B 委員：アクションプランの進捗状況を読みましたが 58 件中、未着手というのが 29 年度は 17 件あり、その中でも総務課が多く、30 年度では総務課 6 件、企画課 2 件、秘書課 2 件となっています。5 年の間で解消されると思いますが、アクションプランの中でも PDC を課

全体でやるのか、市全体でやるのかわからないですが、取組みが遅い気がする。7件という事は残り12%、進捗状況からいくと進展しているが問題点は何かも教えていただきたいと思います。

事務局：未着手が多い点ですが、このアクションプランの取組み内容は、前市長の時に出来たもので、例えば市長の公約がランチミーティングということで折り込まれています。市長が交代し、継続か、違うやり方でいくのか、以前の公約が入っているので担当部署としても検討中です。

目標として掲げている以上は、絵に描いた餅とならないよう未着手の解消に取り組んでいかなければと思います。条例が示す中身をかみ砕いた内容、取組みがこのアクションプランなので条例と違って見直しやすいので、皆さんの意見などを踏まえ、時代に合った内容に反映し見直ししていきたいと思います。議会、市民、行政の情報共有と様々な意見を言える玉名市になるように努力していきたいと思います。

B委員：問題点は4つで、情報公開、個人情報保護、進捗状況の公表・ホームページ公開、未着手の中でPDCがどう位置付けされているのか教えていただきたいと思います。

事務局：情報共有の原則、情報公開、個人情報保護については、自治基本条例だけではなく、個別条例が制定されています。昨年も委員長の方から情報公開に伴う会議録の基準化について他市を参考にすることや、例えば平成29年度の自治基本条例推進委員会会議録は、ホームページに会議録要旨という形で公開しているのでそれを参考にすること、それらを基準に検討してください。という委員長の意見がありました。

B委員からの意見でもありましたように実際に検証され、意見があったにもかかわらず改善されてなかったというものが、平成30年度の実績として未着手のままとなっています。自治基本条例の先頭に立つ課であるべき総務課、企画経営課とも反省し、自治基本条例の周知徹底について平成29年3月に自治基本条例のリーフレットを全世帯へ配布しましたが、職員もですが市民の方がどれだけ理解しているのかも含め、5年が過ぎるかもしれませんが改めて振り返る必要があるのではと思っています。昨年も指摘を受けながら改善しなかったということは、執行機関の怠慢だったと反省します。

委員長：B委員から話がありました未着手の部分をどのように検証して、いつまでにやるのかというのを行政として各課、各部単位できちんとシステムを作っていかなければならないというのがB委員の話の趣旨だと思います。行政としてきちんと見直し、今年指摘を受けた部分については、どのように各課に伝え反応をどう引き出していくのが非常に重要だと思いますので、その辺りを検討していただきたいと思います。

C委員：9ページNo.50自治公民館の老朽化ということで、実際公民館を確保しているのは行政区258に対して220で約85%になります。問題は公民館を持たない所はどうするのか、それに対する取り組みが一向に見えてこない。公民館を持たない38の行政区は介護対策事

業も出来ない状況にあります。他の市町村もそうですが、新規公民館を建てるのは難しいので、玉名市でも空き店舗を有効利用するというのを条例化できないのかと、そういう事に対してもっと取り組みをしてほしいと思います。

次に6ページNo. 29「玉名市地域防災計画」ですが、避難場所が玉名エリアで玉名西・東と分かれており玉名地区で4万人、人口の約6割を占めています。その中で西エリアが文化センター、東エリアは総合体育館となっており、災害時そこへ問題なく行けるのか、1次避難所では我々も同意し、2次避難所は各学校関係を利用しようということで、1次から2次への流れは被害状況の判断をもって2次へ移行するという判断は誰なのか詳しく記載されていないし、計画ができて間もないので、この一年間くらい様子を見て2次までの範囲を一次避難所的な扱いとして設定を柔軟に見直ししていただきたいと私も提案していきたいと思います。

最後に総務課の個人情報保護の扱いですが、玉名市としても早めにマニュアルを作成すべきではと思います。

事務局：公民館の件ですが、市の公共施設ではないので行政区で建てる場合は補助します。ここに挙げられている数字は必ずしも行政区と同じではなく、例えばA地区のある行政区では40戸、また別の行政区では20戸という様に、行政区内の戸数が少なく、1行政区に1つの公民館というのは建設・運営していく面で非常に難しいので、公民館を持たない行政区は、様々な形での運営も可能だと思いますし、空き店舗の活用も自治の範囲なので公民館としての役割は可能だと思いますし、補助対象となるようにお手伝いしていきたいと思います。

次に、避難所ですが、玉名市では一昨年避難勧告を出していますが、様々な理由で実際避難場所に行かれた人は少なかった。避難場所にこだわらず、災害が発生する前の避難可能な時期に安全な場所へ早めの自主避難をされるよう意識改革を推奨しております。

事務局：努力不足というのが一番の原因だと思います。個人情報の取り扱いに関しては新人職員に（総務課）毎年研修を行っています。

情報公開については情報公開制度というものがあり市の公文書を閲覧でき、不服がある場合は更に審査請求が出来ます。去年の情報公開の件数は、122件で特定の一個人の方がほぼ9割を占め、更に61件審査請求されたため、業務に追われ出来ませんでした。

個人情報のマニュアルですが、取扱いに関するものではなく開示請求に対するマニュアルとなっています。取り急ぎ作成に取り組みたいと思います。

D委員：防災の避難所ですが、障害のある方、高齢の方を頭に入れなくて議論されていると思います。3年間ほど福祉避難所をとという意見があがっていますが、なかなか結果が見えてこないと思います。元気な方は公民館・体育館でもいいですが、ベッドでないといけない方の対応はまだ出来ない様に思われます。ケアマネージャーさんも、施設側も動いており協力体制もできているのになかなかアクションとして組み入れられていない状況なので並行して一緒に検討していただきたいと思います。

事務局：福祉避難所ですが、市が協定締結している施設が10カ所程度ありますが、福祉避難所に移動する場合は、避難所の体育館等に避難し具合が悪くなった場合に移すという規定になっています。実際に地震の際、そういう状況で移すとなった時、避難勧告が出ていないという事で市の中でも意見が分かれました。事業所からの協力体制の提案を頂いているものの平等性、営利問題等調整しなければならない課題を解決し、実際一人暮らしで体の不自由な方が避難出来るような体制構築に向け検討していきたいと思います。

A委員：福祉避難所、とても良い取り組みだと思いますが、行政側に何でもお願いするという傾向があり責任を取らせようと市民側はしますが、自分達の事は自分達でやるという意識、自立心を持ってもらう事も必要だと思います。

委員長：避難所についてはどうするのか、A委員からの行政側だけでなく住民側も意識が必要ではないかと、そういう問題意識を市民はお持ちであるということをして市役所内でも共有して頂きたいと思います。また、福祉避難所のあり方については市役所の中の論理では反対ということですが、この自治推進委員会での市民の意見はこうだったと原課にもきちんと伝えていただき、場合によっては行政は関わらなくても、地域の市民側で体制を作っていけないか、行政が間に入ると問題があるのなら、介護施設と地域の方、区長さんと話し合いなど、推進委員会が出た意見を原課に伝えて頂き、原課はそれの意見を踏まえ、どのように活かしていくのか検討していただきたいと思います。元々玉名市の自治基本条例には委員の皆さんから必要ということでわざわざ危機管理の項目が入っていますので、市側ももう少し踏み込んで考えてもいいのではないかと思います。どこの市町村の条例にも入っているわけではないので、是非検討していただきたい。

次に、公民館の件ですが、今日の意見をコミュニティ推進課にも伝えていただきたいと思います。

最後に総務課担当のマニュアルの件も非常に重要で、他の自治体でも情報公開の審議会を行っていますが、情報公開請求というのは特定の個人に集中することが多く、他の自治体では暴力的な要求があり職員が怯えて、開示すべきでない情報を渡してしまうという問題があり処分されたという事も起きています。取り決めにしっかりと作成しそれに基づいて対応しないと、その場その場の判断でつい渡してしまい処分という可能性もあるので早急に対応していただきたいと思います。

委員長：他にご意見はございませんか。

無いようであれば次の議題に移りたいと思います。それでは、議題(2)「玉名市自治基本条例推進委員会の今後の審議内容等について」事務局より説明をお願いします。

(2) 玉名市自治基本条例推進委員会 今後の審議内容等について

事務局：資料⑤に基づき説明。

委員長：来年の審議内容についての説明でしたが質問等があればお願いします。

来年は2回の開催予定という事で、推進アクションプランの改訂もあり、条例見直しの諮問があります。見直しというのは必ず改正しないといけないのではなく、一度中身を見て検証することになります。条例の改正までは必要なくても、解説文などを変えていかなければならない、あるいは、アクションプランを変更しなければならないなどの意見を頂ければその旨対応していくという事で、条例をどうしても改正しないといけなくなれば議会で議決を得る必要があります手続きをしていく事になります。熊本市は昨年度条例の改正があり、区役所が設置されました。条例が制定される時は政令市ではなく区役所はありませんでした。区役所が設置され区役所についての条例が記載され、危機管理の項目がなかったので新たに入れるなどの事例がありました。玉名市でも必要かどうかを含めて皆さんの意見を頂きたいと思いますので、来年度もよろしくをお願いします。

(3) その他

D委員：色々な意見が出しやすい会議にしていきたいと思います。

委員長：色々な意見が出せ、委員のなかで議論できるような会議でありたいと思いますのでよろしくをお願いします。

C委員：もう少し早めに資料を配布して頂きたい。

委員長：当日訂正が入ってもいいと思います。来年度はもう少し早めに配布していただければと思います。

9 閉会